

八雲町と北里大学との連携に関する覚書

八雲町（以下「甲」という。）と北里大学（以下「乙」という。）との連携に関する協定書第6条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（連携事項）

第1条 甲と乙は、域学連携を推進するために次に掲げる事項について、連携・協力する。

- （1）八雲町の北里八雲牛の生産の拡大とブランド化の推進に関わる展開に対し、北里大学は指導、助言などの協力を行うものとする。
- （2）実社会で通用する有為な人材の育成に資するため、八雲町は、フィールド調査やワークショップなど、実践的な教育の場を北里大学に提供するものとする。
また、八雲町は、特別講義の実施など、北里大学が行う教育カリキュラムの作成に協力するものとする。
- （3）その他、地域活性化や人材育成などの面で、八雲町及び北里大学が協議の上、連携して取り組むものとする。

（有効期間）

第2条 本覚書の有効期間は、平成27年7月6日から平成28年3月31日までとする。ただし、本覚書による有効期間満了の日の3ヵ月前までに甲又は乙のいずれからも書面による更新しない旨の申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（費用等）

第3条 連携事項の実施に関わる費用は、甲乙協議して負担する。

（その他）

第4条 本覚書の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月6日

甲 北海道二海郡八雲町住初町138番地
八雲町

町長

岩村 克昭



乙 青森県十和田市東二十三番町35-1
北里大学 獣医学部

学部長

高井 伸

